

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会定款

(昭和53年6月1日 厚生省認可)

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ） 障害者支援施設の経営及び指定管理
- （ロ） 特別養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ） 聴覚障害者情報提供施設の経営及び指定管理
- （ロ） 老人デイサービスセンターの経営及び指定管理
- （ハ） 老人短期入所事業の経営
- （ニ） 老人介護支援センターの経営及び指定管理
- （ホ） 老人居宅介護等事業の経営
- （ヘ） 障害福祉サービス事業の経営及び指定管理
- （ト） 一般相談支援事業の経営
- （チ） 特定相談支援事業の経営
- （リ） 障害児相談支援事業の経営
- （ヌ） 障害児通所支援事業の経営
- （ル） 地域活動支援センターの経営
- （ヲ） 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- （ワ） 移動支援事業の経営
- （カ） 手話通訳事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児・者、地域の高齢者、経済的に困窮する者 等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を城陽市寺田林ノ口11番64に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員12名以上13名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項

(12)解散

(13)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の資格)

第二〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の重要な職員（以下「所長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 顧問

(顧問)

第二五条 この法人に、顧問を1名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期は、役員の任期に準じる。

5 前項のほか、顧問について必要なことは、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第六章 事業運営協議会

(事業運営協議会の設置)

第二六条 この法人に、事業運営協議会を置く。

(事業運営協議会の委員の定数)

第二七条 事業運営協議会の委員は20名以上23名以内とする。

(事業運営協議会の委員の選任)

第二八条 事業運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) 職員の代表

(4) その他理事長が適当と認める者

(事業運営協議会の委員の定数の変更)

第二九条 法人が第二六条に定める定数を変更しようとするときは、事業運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第三〇条 理事長は、必要に応じて、事業運営協議会から、地域や利用者等の意見を聴取するものとする。

(その他)

第三一条 事業運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第七章 理事会

(構成)

第三二条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三三条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三四条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三五条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第三六条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第八章 資産及び会計

(資産の区分)

第三七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第四四条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三八条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、京都府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都府知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三九条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第四〇条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四一条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第四二条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第四三条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第四四条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第九章 公益を目的とする事業

（種別）

第四五条_この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会きこえの森診療所の経営
- (3) 地域包括支援センターの経営及び指定管理

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第一〇章 解散

（解散）

第四六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第四八条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第一一章 定款の変更

(定款の変更)

第四九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都府知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

第一二章 公告の方法その他

(公告の方法)

第五〇条 この法人の公告は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(責任の免除)

第五一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第五二条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金十万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第五三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、この法人設立の日から昭和54年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

設立当初の役員

理事長 岩崎 彰之助	理 事 九鬼 英二	理 事 梶瀬 健一
理 事 竹谷 明	理 事 小山 貞夫	監 事 伊東 篤祐
理 事 高田 英一	理 事 岡崎 安彦	監 事 藤原 猛
理 事 高橋 正夫	理 事 梅原 正之	

定款変更認可 昭和53年6月1日・法人設立

3. 平成27年5月12日付け定款変更の認可に伴い、新たに追加された理事の任期は第8条（役員の任期）の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。
4. この定款は平成29年4月1日から施行する。

定款変更認可 昭和59年6月25日・栗の木寮

定款変更認可 平成4年9月21日・梅の木寮、デイサービスセンター、聴覚障害者情報

	提供施設、その他
定款変更認可	平成 7年12月6日・定款準則変更
定款変更認可	平成 9年7月7日・主たる事務所の変更 京都市西ノ京障害者授産所、京都市西ノ京老人デイサービスセンター、その他
定款変更認可	平成12年2月25日・定款準則変更 綾部東部在宅介護支援センター、 京都市西ノ京在宅介護支援センター、 老人住宅介護等事業、居宅介護支援事業
定款変更認可	平成14年4月10日・定款準則変更
定款変更認可	平成16年2月24日・事業の変更 与謝郡聴覚言語障害者デイサービスセンター、 舞鶴市聴覚言語障害者デイサービスセンター、 身体障害者短期入所事業、 身体障害者居宅介護等事業 その他
定款変更認可	平成16年6月30日・事業の変更 京丹後市聴覚言語障害者デイサービスセンター、 知的障害者居宅介護等事業
定款変更認可	平成16年9月22日・事業の変更 あおぞらはうす、きこえの森診療所
定款変更認可	平成16年12月15日・事業の変更 乙訓聴覚言語障害者デイサービスセンター
定款変更認可	平成17年 9月15日・定款準則変更
定款変更認可	平成19年11月29日・事業の変更 京都市西ノ京地域包括支援センター、障害者自立支援法施行に 伴う事業変更 その他
定款変更認可	平成20年11月 7日・事業の変更及び定款準則変更 乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター 京都市東部障害者地域生活支援センター
定款変更認可	平成21年 5月13日・事業の変更 障害者支援施設いこいの村栗の木寮 京都市東部障害者地域活動支援センター 山城地域活動支援センター
定款変更認可	平成23年 2月22日・基本財産(土地)の変更
定款変更認可	平成23年 3月31日・事業の変更 第2あおぞら就労支援事業所 いこいの村・コスモス寮 山城就労支援事業所 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
定款変更認可	平成24年 3月28日・事業の変更及び定款準則変更 障害者支援施設京都市聴覚言語障害センターの指定管理 障害福祉サービス事業所京都市西ノ京障害者授産所の指定理
定款変更認可	平成24年12月27日・事業の追加及び事業所明記の削除 一般相談支援事業所・特定相談支援事業・障害児相支援事業・ 障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営
定款変更認可	平成27年 5月12日・事業の追加、施設名等の削除、役員の定数の 変更、常務理事数の変更及び基本財産(土地)の変更、 移動支援事業・地域包括支援センターの経営
定款変更認可	平成28年 2月29日・事業の追加及び基本財産(土地・建物)の変更 聴覚障害者情報提供施設の経営及び指定管理定款変更認可
定款変更認可	平成28年4月13日 所轄庁変更

定款変更認可 平成29年2月17日 法改正に伴う定款変更
定款変更認可 平成29年12月27日 基本財産(土地・建物)の変更
定款変更認可 平成31年3月13日 基本財産(土地・建物)の変更
定款変更認可 令和4年8月2日 所轄庁の変更
事務所所在地の変更、基本財産(土地)の変更
定款変更認可 令和5年1月4日 顧問の設置
定款変更認可 令和6年7月30日 法改正等に伴う定款変更